

土地の掘削、盛土、切土等の形状変更や
工作物の新築、改築などで申請を必要と
しない

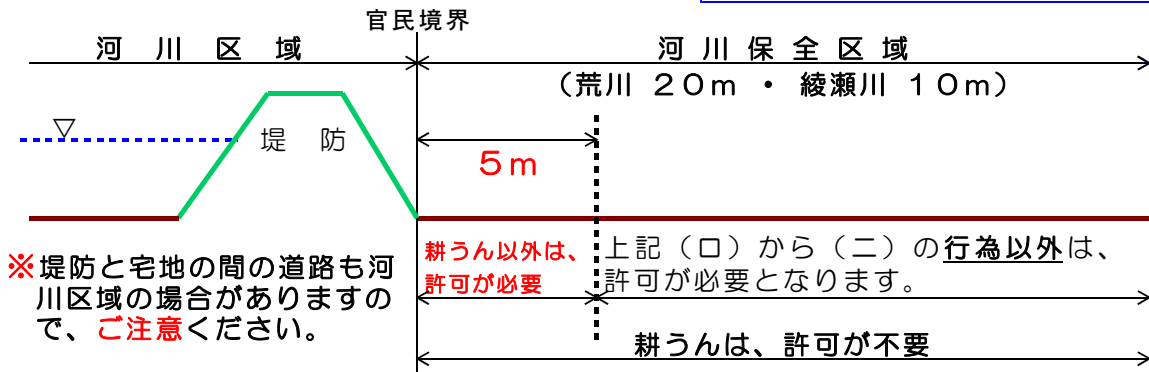
政令で定める行為とは (イ)から(ニ)

[政令：河川法施行令第34条]

ただし、これらの行為のうちであっ
ても**耕うんを除いて**河川管理施設の
敷地から**5m以内**で行われるもの
については**許可が必要**です。

- (イ) 耕うん
- (ロ) 堤内の土地における地表から**高さ3m以内の盛土**（堤防に沿って行う盛土で堤防に沿う部分の長さが**20m以上のものは除く**。）
- (ハ) 堤内の土地における地表から**深さ1m以内の土地の掘削又は切土**
- (ニ) 堤内の土地における**工作物**（コンクリート造、石造、れんが造等の**堅固なもの**及び貯水池、水槽、井戸、水路等、**水が浸透する恐れのあるものを除く**）の**新築又は改築**

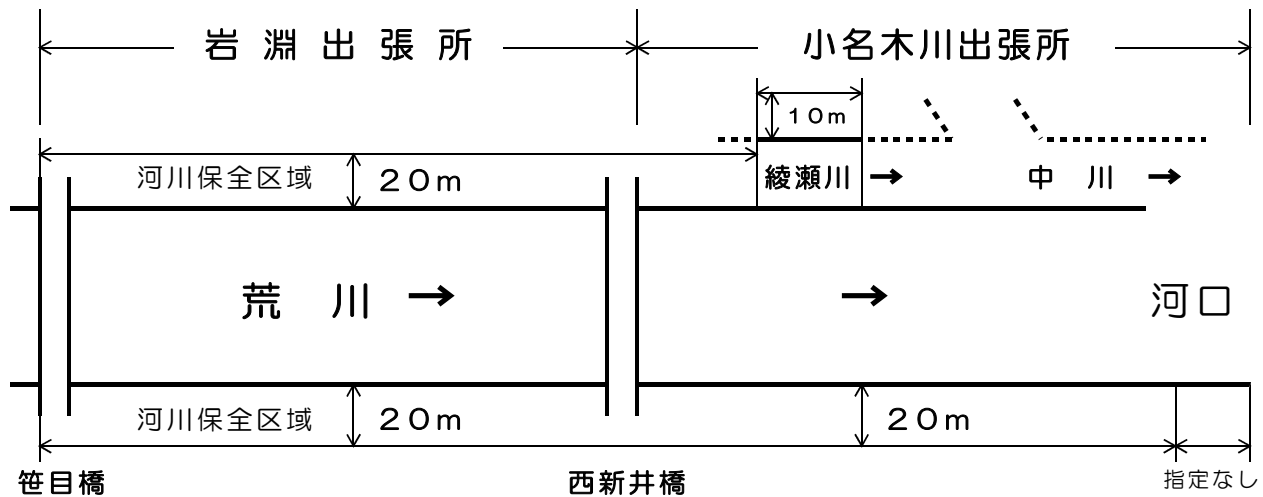
該当する工作物は、木造、プレハブ、軽量鉄骨、ブロック造等の堅固でないものです。



詳しくは、下記の出張所までお問い合わせ、ご相談ください。

各出張所管理区間【模式図】

※ 中川・綾瀬川
[東京都管理]



岩淵出張所 〒115-0042 東京都北区志茂5-41-2
TEL03-3901-4240 FAX03-3901-2442

小名木川出張所 〒136-0072 東京都江東区大島8-33-26
TEL03-3681-6131 FAX03-3683-7453

国土交通省 関東地方整備局 〒115-0042 東京都北区志茂5-41-1
荒川下流河川事務所 占用調整課 TEL03-3902-2326 FAX03-3902-7631